

# II

## 施策の展開

### 第6章

#### 総合計画を推進するために

##### 第1節 連携と協働がささえるまち

- 1 地域協働
- 2 広報・広聴

##### 第2節 健全な行財政運営の自立したまち

- 1 行財政運営
- 2 広域行政

## 第6章 総合計画を推進するために

### 第1節 連携と協働がささえるまち

#### 1 地域協働

##### 現況と課題

協働とは、「地域の問題を解決した」、「コミュニティ形成のエネルギーが高まった」など、新たな意義や効果を生み出すものであり、単に行政の負担を減らすというものではありません。行政だけによる「公共」ではなく、多様化するニーズに対応するための「\*新しい公共」を確立するために必要な手段です。

これからのまちづくりには、町民が主体的に地域活動や行政活動に参画し、真の「住民自治」を実現することがもとめられています。町民と町が対等な関係でともに考え、一体となって実践し、その成果を多くの町民に還元していくという仕組みを構築しなければなりません。

そのためには、互いのニーズ、考え方、目標や目的などを理解することが前提となります。町民、事業者、町などがさまざまな情報を発信しながら、多くの情報を共有して信頼関係を深めていくことが重要です。そして、住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな事業の協働による展開を検討していく必要があります。

町民活動は、自助グループ活動、ボランティア活動、\*NPO活動などさまざまな主体によって形成されています。社会福祉協議会内には「ボランティアセンターみずほ」が設置され、だれもが気軽に相談し、地域に参加できるコミュニティの実現と、地域問題の解決をはかるために、地域団体とのネットワークづくりを推進しています。今後は、センターの活動が広く町民に認知されるよう、側面から支援していく必要があります。

町民参画に性別の違いによる差別があってはなりません。「女性も男性も対等に、自分の意思によってあらゆる活動に参画することができ、政治的、経済的、社会的および文化的利益を均等に受け、ともに責任を担い合う」という男女共同参画社会の理念にもとづき、あらゆる町民が互いを尊重し、認め合いながら地域社会を形成することが重要です。

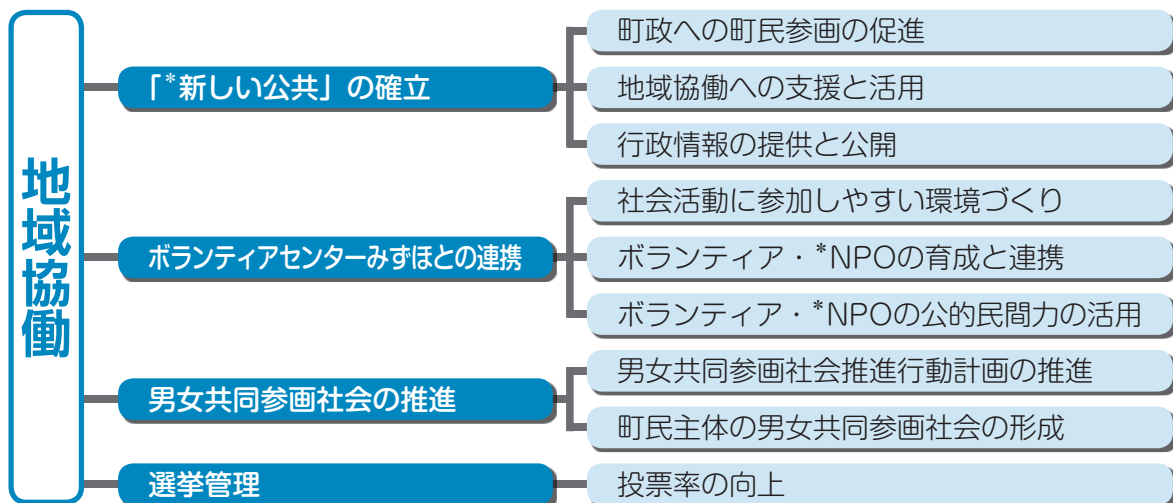
選挙は民主主義の根幹をなし、投票は町民が政治に参加して意見を反映させる最大の機会です。期日前投票所を含めた投票環境の改善をはかるとともに、身近な問題として政治や選挙に関心をもつよう、イベントなどの多くの人が集まる場所での啓発活動を行っていく必要があります。

一方で、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自主性がもとめられると同時に、町民の代表である議会の役割も重要になります。健全な町政運営の一翼を担い、町政の意思決定の役割や執行機関を監視する機能を発揮することが期待されます。

新しい公共 公共サービスを、地域住民やNPOが主体となって提供する社会や、企業やNPOをはじめ民間のさまざまな主体と行政が連携して提供する社会のこと。

NPO Non Profit Organizationの略。特定非営利活動団体。

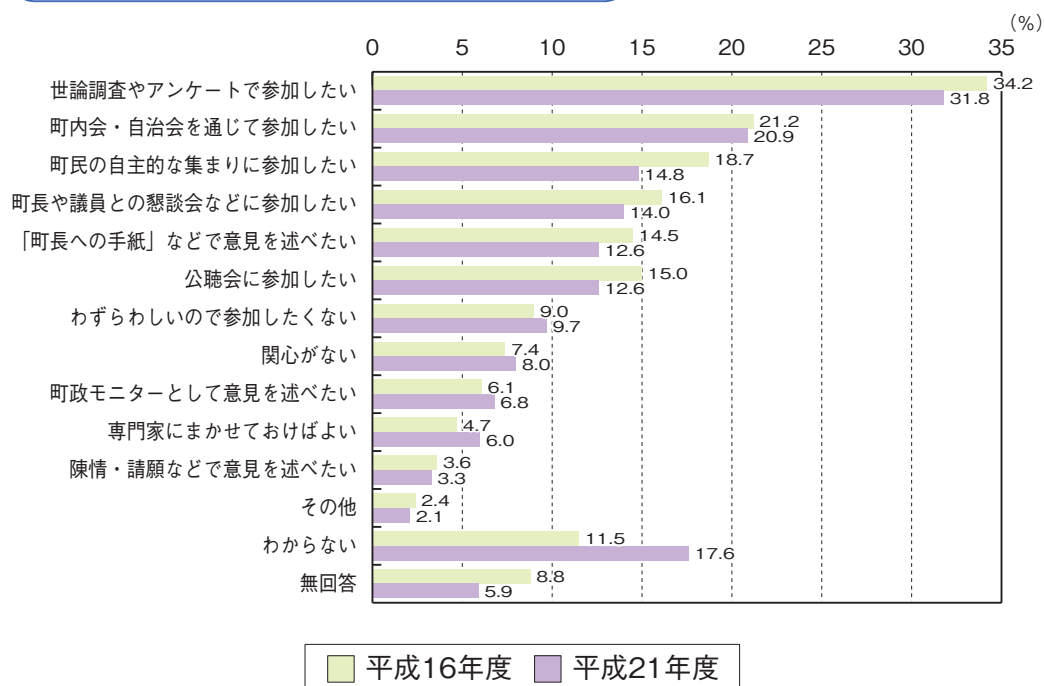
施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
事務事業評価シートにおける社会貢献活動団体等との協働事案数	132事案 (平成21年度)	150事案	170事案
審議会等への女性の参画比率	22.6% (平成22年4月)	30.0%	30.0%
選挙投票率 (衆議院議員選挙)	62.7% (平成21年)	66.4%	67.7%

「行政への町民参加」に関する町民アンケート結果



※複数回答可のため、合計は100%にならない  
回答数は、平成21年度1,605、平成16年度は1,403

施  
策

## (1) 「\*新しい公共」の確立

## ①町政への町民参画の促進

さまざまな分野における施策の展開にあたっては、自助、共助、公助のあり方をふまえた上で、町民ニーズに沿ったまちづくりをすすめていかなければなりません。そのためには、社会貢献活動団体との協働に関する指針にもとづき、多くの町民の意見をまちづくりに反映する仕組みを充実させるとともに、その過程や成果を広く公表します。また、より多くの町民がまちづくりに参画する機運を高めるとともに、\*町民憲章などの制定を検討していきます。

## ②地域協働への支援と活用

町民や団体の意思と行動力が活かされ、実効性のある地域協働が実践されるよう、地域団体、町民グループ、\*NPOなどの自主的な社会貢献活動を支援するとともに、多様なサービスを円滑かつ柔軟に提供できる環境および仕組みづくりにつとめます。

また、より効果的な協働事業を実践するために、研修などを通じて職員の地域協働に対する意識の高揚をはかります。

## ③行政情報の提供と公開

地域協働が円滑に実践されるよう、「広報みずほ」やホームページ、\*生涯学習まちづくり出前講座などを活用し、行政情報を適時的確にわかりやすく提供し、町民と町が情報を共有できるようにつとめます。また、行政情報の公開性を高め、町民の町政への参加を促進します。

**新しい公共** 公共サービスを、地域住民やNPOが主体となって提供する社会や、企業やNPOをはじめ民間のさまざまな主体と行政が連携して提供する社会のこと。

**町民憲章** 地域住民が自主的・主体的にまちづくりを推進する上での基本的な理念を表したものの。

**NPO** Non Profit Organizationの略。特定非営利活動団体。

**生涯学習まちづくり出前講座** ボランティア講師や町職員により開催する各種講座のこと。

## (2) ボランティアセンターみずほと連携

### ① 社会活動に参加しやすい環境づくり

子どもから高齢者まで、すべての町民が気軽に社会活動に参加でき、町民同士が助け合うとともに、やりがいのある社会活動を継続できるよう、活動に関する相談支援、ボランティア登録制度の普及推進、関連情報の提供を行っていきます。

### ② ボランティア・\*NPOの育成と連携

地域の問題を自ら解決するために、より多くの個人ボランティアや団体、\*NPOが育成され、活躍することができるよう、養成講座や研修を実施します。また、センターと人材および団体間、人材と団体間の情報交換の場や交流の場を創出し、活動連携が促進されるよう、ボランティアや\*NPO活動のネットワークづくりにつとめます。

### ③ ボランティア・\*NPOの公的民間力の活用

行政との役割を明確にし、対等な立場で連携できる、強い使命感をもったボランティア団体や\*NPOなどの「\*新しい公共」としての民間力を積極的に活用し、共通の目標達成をめざします。

## (3) 男女共同参画社会の推進

### ① 男女共同参画社会推進行動計画の推進

第4次男女共同参画社会推進行動計画の基本理念「男女が共につくる地域社会をめざして」の実現に向け、地域、家庭、学校、職場などにおける男女共同参画社会形成のための個別施策を推進します。

### ② 町民主体の男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成は、町民一人ひとりの根本的な意識や考え方によって大きく左右されます。町民で構成される男女共同参画社会推進委員会を中心に啓発活動を展開するとともに、学校教育や生涯学習の場面でも男女共同参画意識を啓発し、町民の主体的な活動につなげます。

## (4) 選挙管理

### ① 投票率の向上

選挙に対する意識啓発を徹底し、有権者の選挙権の行使を促進するとともに、投票所の拡充など投票しやすい環境づくりにつとめ、投票率の向上をはかります。

## 第1節 連携と協働がささえるまち

### 2 広報・広聴

#### 現況と課題

多様化する町民ニーズと複雑化する行政課題に対応するために、町民と町を結ぶ広報・広聴活動が重要な役割を担っています。まちづくりを地域協働によってすすめていくためにも、町の情報を町民に適切に伝えるとともに、町民の意向を的確に把握し、互いの情報を共有して、町政に反映させていく必要があります。

行政情報を町民が正確に理解するためには、さまざまな方法でわかりやすく提供しなければなりません。瑞穂町では「広報みずほ」や「暮らしの便利帳」をはじめとする冊子類のほか、ホームページ、メール配信システムなどの新しい端末を活用して、行政情報を町民に届けています。

もっとも多くの町民に行政情報を届けているものは、毎月全世帯に配布している「広報みずほ」です。限られた紙面に多様な情報をわかりやすく掲載するために、引き続き内容の充実をはかっていく必要があります。

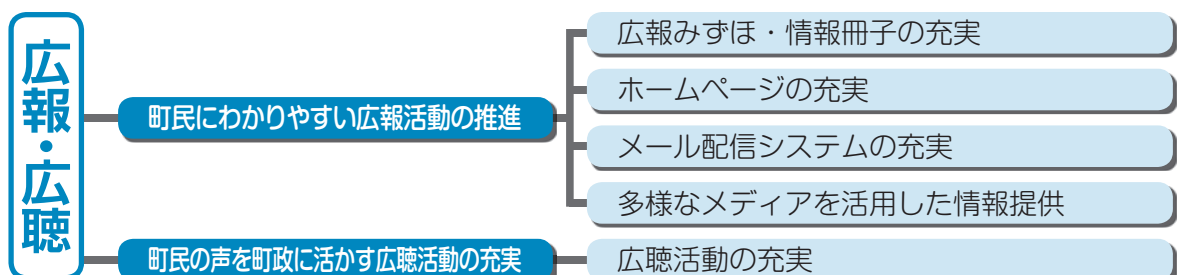
情報提供の即時性を発揮するのがホームページです。平成22年からは「\*ズームサイト」を導入し、音声読み上げ機能やひらがなやローマ字によるふりがなをつける機能を加えました。今後も、適時的確な情報の掲載に加え、検索性の向上などだれもが扱いやすいホームページづくりにつとめていく必要があります。

さらに、行政情報、災害情報、防犯情報を携帯端末などへ提供するメール配信システムを平成21年に導入しましたが、PRにつとめ、利用者の拡大をはかる必要があります。

そのほか、CATVやコミュニティFM、新聞社などのマスコミを積極的に活用して、広く町民への情報提供につとめるとともに、情報化の進展に伴う新たな情報発信ツールを検討していく必要があります。

一方、広聴については、「町長への手紙」、Eメールを活用した「各課へのお問合せ」および窓口対応にて、町民からの意見や要望を受け付け、回答しています。町民が気軽に意見を寄せられるシステムの充実と、提案が行政施策に反映された成果を公表することも大切なことです。

#### 施策体系





数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
ホームページ 年間アクセス数	144,555件 (平成21年度)	170,000件	200,000件
メール配信システム 登録者数	1,410人 (平成21年度末)	3,000人	5,000人

施策

(1) 町民にわかりやすい広報活動の推進

① 広報みずほ・情報冊子の充実

町民の視点に立った読みやすく親しみやすい「広報みずほ」の作成と、「町勢要覧」や「暮らしの便利帳」などの情報冊子を適宜発行し、町民に身近で必要な情報の提供につとめます。

② ホームページの充実

だれもが利用しやすいホームページの作成と、インターネットの即時性を活かした適時的確な情報の提供につとめます。また、外国人が利用できるよう、ホームページの英語表記をすすめます。

③ メール配信システムの充実

メール配信システムによる適時的確な情報提供と、システムの普及およびPRにつとめ、利用率の向上をはかります。

④ 多様なメディアを活用した情報提供

地域の通信および情報システムであるCATVやコミュニティFMなどを活用した広報活動を推進するとともに、インターネット環境の向上やCATVの視聴区域拡大など、情報通信基盤の整備について、事業者に要請していきます。

(2) 町民の声を町政に活かす広聴活動の充実

① 広聴活動の充実

町民の声を町政に反映させるため、「町長への手紙」や「各課へのお問合せ」の利用を促進するとともに、それらの意見を反映させた成果を広く公表する仕組みを検討するなど、さらなる広聴活動の充実をはかります。

# 第6章 総合計画を推進するために

## 第2節 健全な行財政運営の自立したまち

### 1 行財政運営

#### 現況と課題

第2次地方分権改革に伴い、地方自治体に自主性と個性化がもためられていますが、国から地方への税源移譲も明確に示されず、最終的な結論には至っていません。

少子高齢化、高度情報化、町民ニーズや価値観の多様化、国制度の複雑化など、社会情勢がめまぐるしく変化していく中で、地方自治体の役割はこれまで以上に増大し、地域におけるさまざまな社会的課題を、自らの判断と責任において解決し、質の高いサービスを提供することがもためられています。

瑞穂町では、行政改革大綱にもとづき行政改革の推進につとめていますが、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していかなければ、行財政運営が成り立ちません。課税客体を的確にとらえ、適正な課税につとめるとともに、徴収体制を一層強化しながら、新たな納付方法を検討していく必要があります。また、国や東京都の新制度創設などの動向を注視し、新たな補助金の有効活用をはかるなど、財源の確保につとめる必要があります。

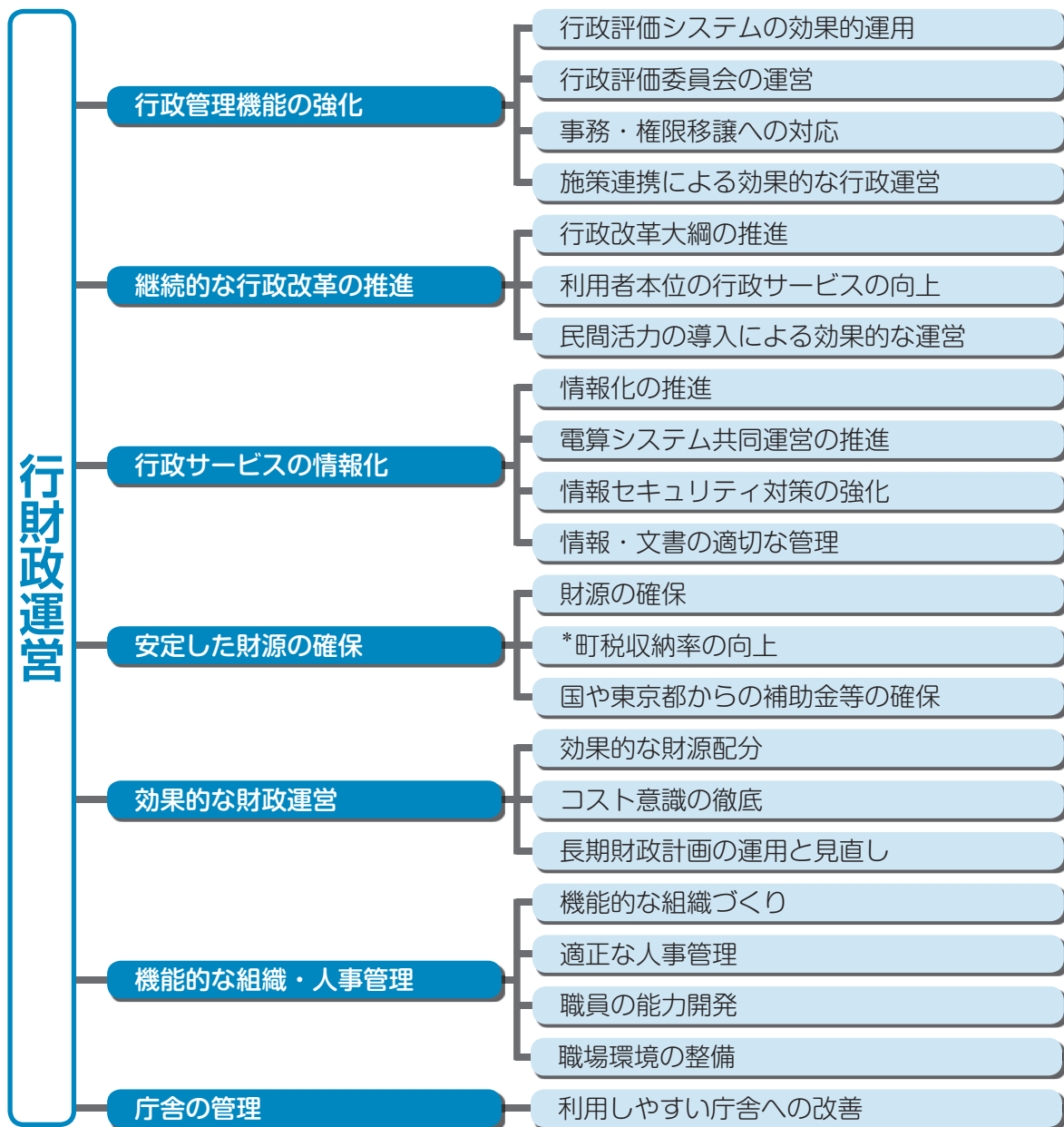
一方、質のよい公共サービスの安定供給と都市基盤整備など、町の目標達成のためには歳出抑制も必要です。行政評価システムの\*PDCAサイクルを基本に、事業のスクラップ・アンド・ビルドに視点をあて、施策の新陳代謝をはかり、真に必要な施策を展開することが重要です。

業務の多様化に限られた職員数で対応するため、事務処理の効率化をはかるとともに、職員の資質の向上ももためられます。職員が自己啓発しやすく、能力を発揮しやすい職場環境の整備が必要です。また、横断的な組織体制を構築するとともに、より機能的な組織となるよう引き続き見直しが必要となります。

庁舎については、来庁者が安全かつスムーズに利用できるよう、利便性の向上につとめるとともに、施設を拡張する必要があります。



施策体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
町民の住みよさ指数 (町民意識調査)	36.9% (平成21年度)	40.0%	50.0%
町政全体の満足度 (町民意識調査)	28.1% (平成21年度)	30.0%	35.0%
*町税収納率	94.8% (平成21年度)	96.0%	96.0%
経常収支比率	86.9% (平成21年度)	80%台を堅持	80%台を堅持

施  
策

## (1) 行政管理機能の強化

## ①行政評価システムの効果的運用

行政評価システムの\*PDCAサイクルによる検証を徹底し、効果予測と成果確認により事業の適正化と見直しをすすめるとともに、長期総合計画との連動化をすすめ、施策評価へとつなげていくよう、効果的な運用をはかります。

## ②行政評価委員会の運営

行政評価の客観性を維持し、長期総合計画の実効性の確保および効率的な行政の推進に資するために、町民の代表で構成される行政評価委員会を組織し、調査および審議を行います。また、下部組織として設置されている分科会により、行政改革の推進および補助金の適正化などについて審議を行います。

## ③事務・権限移譲への対応

地方分権に伴う事務や権限の移譲に的確に対応するとともに、\*事務処理特例制度を活用するなど、行政サービスの向上をはかります。

## ④施策連携による効果的な行政運営

総合計画における基本目標、まちづくりの方針、分野の枠にとらわれず、個々の施策がより効果的かつ有機的に機能するよう、連携につとめます。

## (2) 継続的な行政改革の推進

## ①行政改革大綱の推進

第4次行政改革大綱とその具体的取組を位置づけた実施細目を推進し、行政サービスの向上と効率的な行財政運営につとめます。

## ②利用者本位の行政サービスの向上

だれもが利用しやすい行政サービスの提供をめざし、町民が身近にサービスを受けられるよう、必要な調査や研究をすすめます。また、行政手続の透明性、公正性を高めるため、審査基準や不利益処分基準の見直し、\*パブリックコメント制度の導入をすすめます。

## ③民間活力の導入による効果的な運営

指定管理者制度の導入効果を検証しながら、今後の管理運営手法を検討するとともに、行政サービスの向上と施設の効果的運営をふまえ、新たな施設への民間活力の導入を推進します。

**PDCAサイクル** 業務を計画どおりにすすめるとともに、継続的に改善するための管理手法の1つで、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)の4段階の頭文字をつなげたもの。

**事務処理特例制度** 都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより市町村が処理することができるとした制度のこと。

**パブリックコメント制度** 計画や条例などをつくる時に、その内容を公表し、住民から提出された意見を参考にして意思決定を行う手続のこと。

### (3) 行政サービスの情報化

#### ① 情報化の推進

行政サービスの向上および迅速化をはかるとともに、情報の電子化や各行政分野における情報技術の活用を推進し、行政事務の簡素化、効率化をはかります。

#### ② 電算システム共同運営の推進

西多摩郡4町村で取り組む住民情報系システムの共同運営を推進し、運営コストの削減をはかります。

#### ③ 情報セキュリティ対策の強化

「個人情報保護条例」にもとづいて個人情報を適正に管理するとともに、情報セキュリティポリシーを指針として、電子情報を保護するための安全性を確保します。

#### ④ 情報・文書の適切な管理

\*ファイリングシステムの維持管理を徹底するとともに、歴史的公文書の保存環境を整備し、適切な情報と文書の管理につとめます。

### (4) 安定した財源の確保

#### ① 財源の確保

的確に課税客体を捕捉し、公平な課税につとめるとともに、効率的で利便性の高い「\*eLTAX」による電子申告を推進します。また、土地区画整理事業の進ちょくにあわせ「みなす課税」をすすめて、安定的な固定資産税および都市計画税の確保につとめます。

さらに、印刷物などへの広告料や公有財産の処分など、新たな財源の確保につとめます。

#### ② \*町税収納率の向上

コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付、\*マルチペイメントネットワークシステムによる納付など、より納税しやすい環境整備の研究をすすめるとともに、積極的な滞納処分、口座振替の推進により、収納率の向上をはかります。

#### ③ 国や東京都からの補助金等の確保

補助制度の改正や新規補助制度の創設など、国や東京都の動向を注視し、補助金などの確保につとめるとともに、税源移譲に関する情報収集につとめ、関係機関を通じて地方財源の確保を要望していきます。

**ファイリングシステム** 全ての文書を共有のキャビネットや書庫で管理するとともに文書目録を整備し、効率的に検索、保存、廃棄するシステムのこと。  
**eLTAX** 地方税のポータルシステムの呼称で、申告、申請、納税などの手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。  
**町税** 町が課税権の主体であるもので、町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税がある。  
**マルチペイメントネットワークシステム** 税金や公共料金などを、金融機関の窓口だけではなく、パソコンや携帯電話、ATMなどからも支払うことのできるサービスのこと。

(5) 効果的な財政運営

① 効果的な財源配分

長期総合計画および行政評価システムと予算編成を連動させ、効果予測と成果確認をふまえた適正な予算規模を算出するとともに、重点事業に優先配分するなど、限られた財源を効果的に配分します。

② コスト意識の徹底

行政改革大綱にもとづき、常に費用と効果を念頭におき、最小の経費で最大の効果が得られるよう、行政サービスの向上とコストの節減につとめます。

③ 長期財政計画の運用と見直し

基本構想に示した財政計画を適切に管理し、効果的かつ弾力的な財政運営につとめるとともに、国の制度改革や社会経済情勢の動向に対応し、計画の見直しを行います。

普通会計決算の推移

(千円, %)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入総額		11,779,812	12,017,024	12,139,068	13,048,456	13,797,390
うち町税		6,113,877	6,275,352	6,794,628	7,027,188	6,633,359
歳出総額		11,531,382	11,763,940	11,724,163	12,101,478	13,274,614
地方債現在高		5,638,948	5,728,598	5,655,168	5,492,381	5,716,843
積立金現在高		7,735,050	7,755,988	7,676,063	7,877,030	8,209,861
基準財政需要額		4,593,114	4,594,920	4,634,130	4,682,146	4,674,010
基準財政収入額		4,960,879	5,155,649	5,357,850	5,507,606	5,402,849
標準財政規模		6,536,357	6,753,043	7,016,345	7,501,520	7,523,867
財政力指数(単年度)		1.080	1.122	1.156	1.176	1.156
公債費比率		4.2	3.1	2.9	2.6	1.7
経常収支比率		82.4	82.2	84.1	85.4	86.9
義務的経費比率		34.6	33.9	35.3	35.1	32.3

出典：各年度決算カード

## (6) 機能的な組織・人事管理

### ① 機能的な組織づくり

国の制度改正に加え、新たな行政課題や複雑化する事務事業などへの円滑な対応と、町民がわかりやすく利用しやすい組織の形成をめざし、柔軟で機能的な組織整備および対応につとめます。

### ② 適正な人事管理

能率的かつ適正な行政運営を確保するため、人事考課制度の定着と、能力および実績主義の人事制度の確立をはかるとともに、職員の任用や勤務形態の多様化に取り組むなど、適正な人事管理につとめます。

### ③ 職員の能力開発

人材育成基本方針にもとづき、職員各々の能力を最大限発揮できるよう、研修制度および体制を充実し、政策形成能力や法務能力、課題解決能力などの向上をはかります。また、職員自らが能力開発に取り組むことができるよう支援するとともに、自己啓発しやすい環境づくりにつとめます。

### ④ 職場環境の整備

職員の能力が十分発揮できるよう、職場環境の整備と心身の健康管理につとめるとともに、次世代育成支援特定事業主行動計画にもとづき、\*ワーク・ライフ・バランスの推進をはかります。

## (7) 庁舎の管理

### ① 利用しやすい庁舎への改善

施設の安全性の確保と、来庁者が利用しやすく、かつ効率的な事務処理を行うことができるよう庁舎の改善につとめるとともに、施設を拡張します。

## 第2節 健全な行財政運営の自立したまち

### 2 広域行政

#### 現況と課題

地方分権による自治体の自立化がもとめられている中、事務の内容によっては複数の自治体で共同運営することにより、サービスの向上と経費の削減を可能とする場合があります。

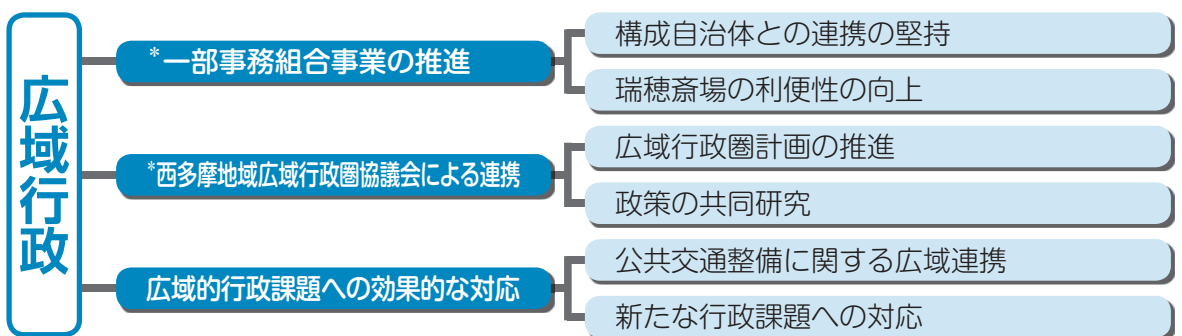
瑞穂町では、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合、羽村・瑞穂地区学校給食組合、瑞穂斎場組合、福生病院組合といった\*一部事務組合を設立し、市町域や都県域を越えた複数の自治体による共同運営によって、町民のニーズや社会環境の変化に対応してきました。

また、西多摩地域の8市町村で構成する\*西多摩地域広域行政圏協議会では、西多摩の広域的な計画の調整を行うとともに、図書館や消費者生活相談窓口の広域利用などを行ってきました。

\*一部事務組合や協議会などの組織された広域連携以外にも、青梅市、福生市、羽村市との戸籍の広域交付といった個別事務の共同処理も行っています。

今後も、事務の効率化をはかるために、瑞穂町の独自性を活かしつつ、広域連携による効果を検証しながら、共同処理を推進していく必要があります。また、公共交通や都市基盤整備といった広範囲にわたり、瑞穂町だけでは解決できない課題についても、近隣の関係自治体と連携して、要望活動を行っていくことも重要です。

#### 施策体系



**一部事務組合** 複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同処理するために設置する組織のこと。

**西多摩地域広域行政圏協議会** 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の4市3町1村によって構成する協議会。



(1) \*一部事務組合事業の推進

①構成自治体との連携の堅持

\*一部事務組合構成自治体との連携を堅持し、共通の課題解決をはかります。

②瑞穂斎場の利便性の向上

町内にある\*一部事務組合の瑞穂斎場について、周辺環境に配慮した利用しやすい施設となるように、構成市と連携し組合に働きかけます。  
なお、町の単独事業として、霊柩の搬送に要する経費を助成します。

(2) \*西多摩地域広域行政圏協議会による連携

①広域行政圏計画の推進

平成23年度より、新たな西多摩地域広域行政圏計画が施行されます。この計画に位置づけられている瑞穂町の施策を推進し、西多摩地域における瑞穂町の役割を果たします。

②政策の共同研究

構成自治体の共通課題を広域的にとらえ、課題解決に必要な広域的政策を共同で研究するとともに、その実現をめざします。

(3) 広域的行政課題への効果的な対応

①公共交通整備に関する広域連携

多摩都市モノレールやJR八高線、民間バスなどは、町内だけではなく広域的な路線網を有しているため、近隣自治体や沿線自治体と連携し、要望や実現に向けた活動を効果的に推進していきます。

②新たな行政課題への対応

新たな行政課題への対応やさらなる事務の効率化に向けて、新たな広域連携化をはかるとともに、将来的課題である合併や\*道州制などについては、国や東京都の動向を注視し、情報収集と研究につとめます。



瑞穂斎場

瑞穂斎場利用状況の推移

(件)

区分		年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火葬場 利用件数	組合内		2,225	2,450	2,542	2,701	2,739
	組合外		212	93	84	96	75
	計		2,437	2,543	2,626	2,797	2,814
	うち瑞穂町民		250	267	273	320	305
式場 利用件数	組合内		719	794	831	849	871
	組合外		10	0	3	1	1
	計		729	794	834	850	872
	うち瑞穂町民		163	176	187	197	181

出典：瑞穂斎場組合